

## 指定就労継続支援B型事業

### 重要事項説明書

この重要事項説明書はすまいるサポート株式会社が提供する指定就労継続支援B型事業について利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年沖縄県条例第29号）及び「沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年沖縄県条例第31号）に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

#### 1. 事業者の概要

経営事業者の名称	すまいるサポート株式会社
法人所在地	沖縄県南城市字つきしろ 1739 番地 43
法人種別	株式会社
代表者氏名	代表取締役 德盛 裕元
電話番号	098-948-7765

#### 2. 事業の目的と運営の方針

事業所の種類	指定就労継続支援B型
事業の目的	指定就労継続支援B型 就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・技能が高まった者は一般就労等に向けて支援します。
事業所の名称	すまいる plus
管理者の名称	長嶺 朝和
事業所の所在地	沖縄県宜野湾市普天間1丁目1番地17号 メトロシティビル1階
電話番号・FAX番号	電話番号：098-943-1904 FAX番号：098-943-1905
運営方針	1) 当事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から必要な訓練及び職業の提供を適切に行う。 2) 当事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその立場に立って支援を提供する。 3) 当事業所は、出来る限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、その他知的障害者援護施設、地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努める。
開設年月	令和5年11月1日
定員	就労継続支援B型事業（20名）

通常の事業の実施地域	宜野湾市・浦添市・那覇市・西原町・中城村・北中城村
営業日及び営業時間	営業日：月曜日～土曜日（12月31日から1月3日までを除く） 営業時間：午前8時30分～午後17時30分
サービス提供日及びサービス提供時間	サービス提供日：月曜日～土曜日（12月31日から1月3日までを除く） サービス提供時間：午前9時30分～午後15時30分
主たる対象者	（1）身体障害者（18歳未満の者を除く） （2）知的障害者（18歳未満の者を除く） （3）精神障害者（18歳未満の者を除く）

### 3. 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造り 3階建1階部分
	延べ床面積	92.4 m <sup>2</sup>
	利用定員	就労継続支援B型事業（20名）
敷地面積		92.4 m <sup>2</sup>

### 4. 主な設備

設備の種類	室数	面積等
訓練室兼多目的室	1	86.51 m <sup>2</sup>
相談室	1	3.75 m <sup>2</sup>
事務室	1	5.34 m <sup>2</sup>
男子トイレ	1	3.70 m <sup>2</sup>
女子トイレ	1	5.43 m <sup>2</sup>

### 5. 職員の配置状況

#### （1）職員体制

職種	員数	区分				常勤換算 後の職員	
		常勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
管理者	1名		1			1.0	
サービス管理責任者	1名		1			1.0	
職業指導員	2名	1	1			1.9	
生活支援員	1名		1			0.7	
調理員	2名		2			0.2	

当事業所では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）で定められた人員基準を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

## （2）勤務体制

職種	勤務体制	
管理者	勤務時間帯（8:30～17:30）	常勤1名
サービス管理責任者	勤務時間帯（8:30～17:30）	管理者兼務
職業指導員	勤務時間帯（8:30～17:30）	常勤1名以上
生活支援員	勤務時間帯（8:30～17:30）	常勤1名以上
調理員	勤務時間帯（11:00～13:00）	職業指導員・生活支援員兼務

## 6. サービスの内容

### （1）訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"><li>利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。</li><li>利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。</li></ul>
事業所外支援	<ul style="list-style-type: none"><li>常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用が出来なかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。（訪問支援は月2回を限度とします。）</li></ul>
保健医療サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>必要に応じて投薬その他必要な管理、記録を行います。</li><li>嘱託医により、月1回相談日を設けて健康管理に努めます。</li><li>緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します。</li></ul> <p>☆当事業所の協力医療機関</p> <p>氏名：沖縄リハビリテーションセンター病院</p> <p>診察科：内科・精神科</p> <p>和花クリニック</p> <p>診察科：訪問診療</p> <p>オリブ山病院</p> <p>診察科：内科・精神科</p>
訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。</li></ul>

実習及び求職活動等の支援	・公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
生産活動の機会の提供	<p>① 自主生産作業</p> <p>・カブトムシ繁殖、Tシャツ作成・ 等</p> <p>② 清掃作業</p> <p>・清掃委託作業</p> <p>③その他受託作業</p> <p>※ 当事業所独自の工賃支払い基準に則り、上記生産活動に係わる事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。</p> <p>※ 1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとします。</p>
就労支援	・社会経済活動をおくる為の就労支援を行います。

## (2) 訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	<p>希望により食事の提供をします。</p> <p>食事時間 12時～13時</p> <p>※ 低所得者の軽減措置が適用される方は、食材料費分のみ負担</p>	<p>1食 150円 食材料費 150円</p>
創作的活動及び利用 者本人活動 (教養娯楽活動)	<p>利用者主体による活動としての自治会活動を支 援しています。</p> <p>教養娯楽の活動が主で、それに係わる費用 (例) 所外活動に係わる交通費、入場料、イベント の費用 等</p>	実費負担
就労支援の必要な諸 経費	就労や実習に取り組む際に係わる費用で、交通費 等諸経費が発生した場合、負担して頂く事が適当で あるもの。	実費負担
日常生活上必要とな る諸経費	利用者個別の日用生活品の購入代金や病院受診 費用や健康診断等に係わる費用	実費負担
送迎サービス	自主通勤ができない場合、希望により送迎を行 います。	無料
その他	<p>サービス提供記録等の複写料金 A4サイズ1枚 工賃証明書他証明書類 1通 行政機関等への各種代行手続き手数料 1件</p>	<p>10円 10円 10円</p>

## 【サービスの概要】

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

## 7. 利用料金

### (1) 訓練等給付費対象サービスの料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が訓練等給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払い頂きます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

### (2) 訓練等給付費等対象外サービス内容の料金

上記「6. サービスの内容、(2) 訓練等給付費対象外サービス」の項目が発生した場合はお支払い頂きます。

### (3) 利用者負担金の支払方法

上記(1)、(2)の料金は1ヶ月毎に計算し、工賃より差し引いて徴収致します。

## 8. 利用者の記録及び情報の管理

### (1) 事業者は法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写が出来る窓口業務は平日の8時30分～17時30分までです。

複写については、料金が必要となります。

### (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関連機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報の使用に係る同意書」による）に基づき情報提供を致します。

## 9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに身元保証人や医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

## 10. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行なうものとします。

- (1) 損害保険会社名 AIG 損害保険株式会社
- (2) 損害保険の種類 介護・福祉サービス
- (3) 損害保険の内容 対人・対物保険

## 11. 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

### (1) 要望・苦情等

当事業所 ご利用相談窓口	解決責任者 長嶺 朝和 ご利用時間 午前 8 時 30 分～17 時 30 分 (日・年末・年始を除く) 電話番号 098-943-1904 担当者が不在の場合は、事務所・支援員までお申し出下さい。
市町村窓口	宜野湾市役所 障がい福祉課 所在地：宜野湾市野嵩 1-1-1 電話番号：098-893-4427
	浦添市役所 障がい福祉課 所在地：浦添市安波茶 1 丁目 1-1-3F 電話番号：098-876-1267
	那覇市役所 障がい福祉課 所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 3 階 電話番号：098-862-3275

	西原町役場 福祉課 障がい支援係 所在地：西原町字与那城 140 番地の 1 電話番号：098-945-4791
	中城村役場 福祉課 所在地：中城村字当間 585 番地 1 電話番号：098-895-1738
	北中城村役場 福祉課 社会福祉係 所在地：北中城村字喜舎場 426 番地 2 電話番号：098-935-2233
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会	所在地：那覇市首里石嶺町 4-373-1 (沖縄県総合福祉センター内) 電話番号：098-882-5704

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	・窓口担当者 長嶺 朝和 ・ご利用時間 8:30~17:30 ・電話番号 098-943-1904 F A X 098-943-1905
--------------	---

1.2. 協力医療機関

①医療機関の名称	沖縄リハビリテーションセンター病院
医院長名	宮里 好一
所在地	沖縄県沖縄市比屋根 2 丁目 15 番 1 号
電話番号	098-982-1777
診療科	内科・精神科・
入院設備	有り
②医療機関の名称	和花クリニック
医院長名	斎藤 泰
所在地	沖縄県うるま市字江洲 135 番地 5
電話番号	098-923-5818
診療科	訪問診療
③医療機関の名称	オリブ山病院
医院長名	玉城 尚
所在地	沖縄県那覇市首里石嶺町 4 丁目 356 番地
電話番号	098-886-2311
診療科	内科・精神科・
入院設備	有り

### 1 3. 非常災害等の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により、対応致します。
平時の訓練	別途定める消防計画により年 2 回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 消火器 3 台</li><li>・ 自動火災報知器</li><li>・ 誘導灯</li></ul> <p>カーテンは防火性のあるものを使用しています。</p>
消防計画等	消防署への届出日：令和 5 年 10 月 16 日 防火責任者：長嶺 朝和
保険加入	火災保険：損保ジャパン株式会社 普通傷害保険：AIG 損害保険株式会社

### 1 4. 当事業所ご利用に際し留意いただく事項

設備・器具の利用	設備・器具は本来の目的に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	事業所内での飲酒は禁止です。 喫煙は決められた場所で、休憩時間にお願いします。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。 自己管理の出来ない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようにお願いします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮下さい。

### 15. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(役職) 管理者 (氏名) 長嶺 朝和
-------------	---------------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを行います。

16. 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化を図るために、下記の対策を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

指定就労継続支援B型の提供に関し、本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

令和 年 月 日

事業所名：すまいるサポート株式会社 すまいる plus

説明者：職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定就労継続支援B型の提供開始に同意し、交付をうけました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

身元保証人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
続柄（利用者との関係） \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

続柄（利用者との関係） \_\_\_\_\_